

基本理念	将来像	基本目標	施策番号	新施策	現状等※取扱注意	10年後の姿	施策の方向性
ともに未来をひらき 笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬	「思いやりに包まれ健やかに暮らす」きよせ	誰一人取り残さない支援の充実	111	高齢者等の支援	<p>・雇用期間の長期化、ライフスタイル選択の多様化により、シルバー人材センターの会員数が減少している。</p> <p>・核家族化の進行、地域の繋がりの希薄化により、シニアクラブの会員が減少している。</p> <p>・核家族化の進行、地域の繋がりの希薄化により、単身高齢者世帯が増加している。</p>	<p>高齢者が地域社会に居場所を確保する事で地域との繋がりを自覚できている様になっています。また、高齢者自身の能力や意思を尊重しながら自立を支援することで、地域の連帯感の醸成に繋がっています。</p>	<p>①シルバー人材センター等、高齢者が地域で活躍・参加できる仕組みや組織の普及啓発を行います シルバー人材センターの運営や普及啓発活動に協力します。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンター事業や様々な地域資源の発掘に努め、普及啓発します。</p> <p>②シニアクラブ等、高齢者の社会参加や健康づくりを支える地域資源の普及啓発を行います シニアクラブ等の活動に必要な補助を行い、活動の活性化に努めます。また、高齢者が活動できる場所の整備に努めます。</p> <p>③単身高齢世帯への援助を行います 介護保険では補えない高齢者の様々なニーズに対し、緊急通報システム貸与や高齢者住宅の斡旋等の施策を展開します。</p>
			112	生活の安定の確保及び自立・就労の支援	<p>・きよせ生活相談支援センター「いっほ」の新規相談者数は増加している。</p> <p>・生活保護世帯のうち295世帯（令和6年3月末）は就労の可能性が高い「その他世帯」となっている。</p> <p>・生活保護世帯には、生活環境により、子ども達の学習困難や孤立化傾向、ひきこもり、中途退学、ニートなど様々な問題がある。</p> <p>・早期支援による貧困の連鎖の防止が課題となっている。</p> <p>・社会福祉協議会は、これまで行政がまかないきれない福祉施策を実施してきているところであるが、「地域包括ケアシステム」※構築のための体制整備など喫緊の課題を重点的に実施する必要がある。</p> <p>※高齢者が要介護状態になっても住み慣れた場所で自分らしい暮らしを最後まで送れるように地域一体となり支援体制を構築する仕組み</p>	<p>さまざまな要因から支援が必要な市民が、生活面や教育面から必要な支援を受けることで、安定して生活し、自立に努めています。また、民生・児童委員、社会福祉協議会、事業者などのさまざまな団体や市民が連携して地域福祉が実現することで、障害や年齢にかかわらず誰もがいつまでも安心して生活できます。</p>	<p>①生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います 「生活困窮者自立支援法」に基づく「生活困窮者自立相談支援事業」に取り組みます。あわせて、被保護者についても、家計改善支援事業や金銭管理支援事業をはじめとする各種事業を通じて、安定した生活を維持できるよう支援します。あわせて、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を実施します。</p> <p>②経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な支援を行います 経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、受験生チャレンジ支援事業を活用し、必要な援助を実施します。</p> <p>③「地域包括ケアシステム」構築のための体制を整備します 日常生活やサービス利用時の各種手続きに支援が必要な市民を対象に、福祉サービス総合相談、成年後見制度利用促進事業などのほか、成年後見首長申立及び成年後見制度利用費用助成制度を実施します。また、高齢者虐待防止ネットワークづくりを進め、虐待の予防や、早期発見、早期対応等に取り組みます。</p>

基本理念	将来像	基本目標	施策番号	新施策	現状等※取扱注意	10年後の姿	施策の方向性
ともに未来をひらき笑顔とみどりがあふれるまち清瀬	「思いやりに包まれ健やかに暮らす」きよせ	誰一人取り残さない支援の充実	113	障害者・障害児の支援	・障害のある方は年々増加している。 ・清瀬市障害者就労支援センターにおける就職実績R5：13人、R4：11人、R3：10人、R2：8人、H31：11人 ・家族のつながりや地縁の希薄化が進行している。 ・地域社会における支え合い機能が低下している。 ・支援チーム※の顔の見える関係づくりは研修や会議を通して構築している。 ※計画相談員、障害福祉サービスを提供する人、医療機関、ケアマネージャーなど、障害福祉に関わる人たちのこと ・清瀬市の図書館におけるハンディキャップサービスなど、バリアフリーの環境整備は進みつつある。	地域生活へ移行する支援や緊急時における短期入所等、障害のある人への支援が充実しています。また、障害のある人とならない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく、ともに暮らす共生社会が実現しています。	①社会参加や就労を促進します 多様化・高度化する社会参加のニーズに応え、関係機関に協力を求めながら、障害のある方の社会活動への参加や雇用・就労、社会活動への参加、生涯学習の機会と場の提供を促進します。 ②障害の理解と地域での交流を促進します 共生社会の実現に向けて、周囲の人たちに障害への理解が深まるよう、福祉・教育・地域等と連携しながら地域社会での理解と交流を促進します。障害者週間に合わせて実施する事業等を通じて、普及・啓発活動を促進します。 ③障害者（児）の支援体制を整備します 障害者が望む地域での生活を実現するために必要なサービスやさまざまな地域の資源を組み合わせて利用し、障害者が支援チームによって支えられ安心した地域生活が可能となるよう取り組みます。 ④安心して暮らせる環境を整備します 障害のある人や高齢者に限らず、すべての市民の皆さんが安心して暮らし、社会参加できる環境や安全で快適な生活環境を整備することは重要です。バリアフリーの環境整備や情報アクセシビリティの向上等を推進します。
			114	介護保険制度の適切な運営	・介護人材不足に伴う人材確保・育成が課題となっている。 ・2022年度の215万人と比較して、2026年度は約240万人（＋約25万人（6.3万人/年））、2040年度には約272万人（＋約57万人（3.2万人/年））が第9期介護保険事業計画の介護サービス見込量等に基づく介護職員の必要数と公表されていることから、介護人材不足が明らかになっている。 ・2040年度には、認知症高齢者の将来推計では584.2万人、軽度認知障害（MCI）の将来推計は612.8万人となる調査結果が出ており、今後、認知症に関する正しい理解、認知症の人に関する正しい理解を深めることが必要となっている。 ・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるように認知症施策を推進することを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6年1月1日に施行された。 ・介護予防事業の一つとして、市内約2万人の高齢者を対象に筋トレに取り組むグループづくりを推進する『清瀬市2万人筋力UP!!大作戦「きよせ10の筋トレ」』を実施している。 ・身寄りのない単身世帯高齢者の増加により、最期の看取りなど緊急時に対応困難な高齢者が増加する可能性がある ・成年後見人制度などの普及啓発不足 ・成年後見人制度などの権利擁護事業に対する認識不足 ・医療・介護のさらなる連携強化の必要性 ・2040年には、総人口に占める65歳以上の人口割合が35.3%となり、ピークとなることが推測されている。 ・少子高齢化の進行により、生産年齢人口（15～64歳）は1995年の8,716万人をピークに減少しており、2040年には5,978万人まで減少しその後も減少傾向にある。 ・医療や介護を支える生産年齢人口が減少する中、高齢者世帯の増加、単身世帯の増加、慢性疾患や複数疾患を抱える患者など、医療と介護の複合ニーズを有する患者・利用者が増加しており、医療・介護の連携は年々必要性を増している。	市民が認知症に関する正しい知識や認知症の人への理解を深め、一人一人が自分の人生観や価値観、希望に沿った最期をプランニングし最期を思い描いて具現化し、不安なく生活しています。また、医療と介護の連携がより密に実施され、介護が必要な人が必要なサービスを受け、社会参加などで地域での関わりをもちつつ、その人らしく健幸に暮らしています。	①市内で働く介護人材を増やします 介護人材のすそ野を広げ、介護職を目指す市内の介護人材に対する補助を行い、市内の介護人材確保を図ります。 ②認知症対策の普及啓発を促進します 認知症に関する知識、認知症の人への理解を深めるため、新たな普及啓発事業を検討して実施します。また、既存のチームオレンジや認知症カフェ、認知症サポーター養成講座などを通じて、普及啓発を図ります。 ③一般介護予防事業を拡大します 市民が主体的に実施している一般介護予防事業「10の筋トレ」を市内全域に広げる（R6年度49か所、目標60か所）など、介護予防事業等を発展させ、継続的に進めます。 ④成年後見制度など権利擁護事業の普及啓発を促進します 権利擁護センターあいねっとと協力しながら成年後見制度などの権利擁護事業の普及啓発を促進し、成年後見制度の利用を促進します。 ⑤医療・介護の連携を強化します 高齢者に関する地域課題を整理し、課題解決につなげるため、医療介護連携推進協議会での検討、研修等を実施するとともに、医療と介護のさらなる連携を強化します。

基本理念	将来像	基本目標	施策番号	新施策	現状等※取扱注意	10年後の姿	施策の方向性
ともに未来をひらき 笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬	「思いやりに包まれ健やかに暮らす」きよせ	健幸づくりの推進	121	健幸づくりの支援（健幸づくりの支援、医療体制の整備 等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査受診率（R5）：51.3%、がん検診受診率：胃がん7.2%、肺がん3.6%、大腸がん9.5%、子宮頸がん11.1%、乳がん16.0%</li> <li>・健康情報がいつでも取れることによって、健康志向や受診意欲が高まっている。</li> <li>・事業を実施できる場所が限られてきているため、事業の外部委託化を積極的に進めていく必要がある。</li> <li>・健康づくりに関する情報発信を積極的、戦略的（年代別や性別、地域別などの分析ターゲットを絞り込む。）に行っていく必要がある。</li> <li>・全方位的な広く浅くといった情報発信にとどまっている。</li> <li>・地区医師会、医療機関、東京都および近隣自治体との連携をより緊密なものとし地域医療体制の強化をおこなっていく必要がある。</li> <li>・少子高齢化による医療機関の再編</li> </ul>	市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、健康づくりに取り組んでいます。そして、すべての市民が生涯を通じて切れ目のない医療を受けることができ、健やかに、いきいきと心豊かに暮らしています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①効果的で継続的な健（検）診の受診を促進します 自らの健康状態を把握できるように健康診査やがん検診の機会を提供します。またより多くの市民に受診を促すために健（検）診の重要性を広く啓発します。さらに改善が必要な症状が認められた市民に対しては生活習慣の見直しや医療機関への受診を勧奨し、生活習慣病の重症化予防の取り組みを推進します。</li> <li>②健康的な生活習慣の実践を通じ、自然と健康になれる環境づくりを推進します 健康的な生活習慣を実践できるように、食事、運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康において、健康づくりを促す取組のきっかけの機会を提供します。また、世代により情報の取得方法が異なることから、対象に合わせた情報発信に努めます。</li> <li>③地域医療体制の充実を推進します 医療提供体制の偏在化解消と、災害時医療体制の充実のために、東京都や医師会および近隣自治体との連携を強化し、より緊密な関係性の醸成を推進します。</li> <li>④ライフコースアプローチ<sup>※</sup>を踏まえた健康づくりを推進します 各世代の健康課題や特性に応じた健康づくりを実践できるように、次世代（妊婦・0～20歳未満）、働き盛り世代（20～64歳）、高齢世代（65歳以上）の特徴に応じた、切れ目のない支援を推進します。 ※胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり</li> </ul>
			122	社会保険の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナ保険証登録率 国民健康保険 登録者数(人)8,719 被保険者数(人)14,036 登録率(%)62.12 後期高齢者医療 登録者数(人)7,998 被保険者数(人)12,233 登録率(%)65.38</li> <li>・保険税率改定の際は、4/15の市報でお知らせしている（問い合わせは少ない）。</li> <li>・7月中旬頃納通発送の際には国保税が高いなどの問い合わせが増える。</li> <li>・医療費の抑制が課題である。</li> <li>・特定健康診査受診率 R3 51.4%（26市平均：46.7%、26市順位：5位） R4 50.1%（26市平均：47.4%、26市順位：6位） R5 51.3%（26市平均：47.8%、26市順位：3位）</li> <li>・特定保健指導実施率 R3 16.7%（26市平均：14.8%、26市順位：7位） R4 20.6%（26市平均：15.6%、26市順位：4位） R5 14.5%（26市平均：15.9%、26市順位：11位）</li> <li>・後期高齢者健康診査受診率 R3 56.4%（26市平均：52.7%、26市順位6位） R4 56.2%（26市平均：53.5%、26市順位8位） R5 56.9%（26市平均：52.7%、26市順位7位）</li> </ul>	市民一人ひとりが生活習慣を意識し、健幸寿命が延伸しています。また、医療DXが進み、マイナ保険証を基本とする仕組みが構築され浸透しています。その結果、より質の高い医療を受けることができるようになっていきます。り、医療費の適正化が推進しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①マイナ保険証の利用を促進します 市報・HP等により正しい情報発信を行うことで、マイナ保険証の利用・登録率を高めます。また、医師会等と連携し、医療機関等でのマイナ保険証利用促進への協力体制を構築します。</li> <li>②標準保険料率に合わせて保険料率を見直します 今後の東京都の動向を注視しつつ、段階的に標準保険料（税）率に向けて保険税率を見直します。また、保険税率改定の際には、被保険者の理解を得られるよう積極的な広報に努めます。</li> <li>③被保険者の受診行動の適正化に努めます 必要以上に医療機関等を受診することのないよう、診療報酬明細書から抽出した重複・頻回受診者へ指導を行い、受診行動の適正化に努めます。</li> <li>④健康意識の向上を図ります 健幸寿命延伸のため、特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者健康診査等の受診率を向上させ、健康意識づくりのきっかけをつくり、適切に医療へ接続するよう努めます。</li> </ul>

基本理念	将来像	基本目標	施策番号	新施策	現状等※取扱注意	10年後の姿	施策の方向性
ともに未来をひらき 笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬	「思いやり」に包まれ「健やかに暮らす」きよせ	協働によるまちづくりの推進	131	ジェンダー平等社会の推進	<p>・令和に入ってから、特に女性活躍推進とLGBTQ理解促進に関して力を入れている。</p> <p>・「男女平等推進条例 子どものためのガイドブック」を小学校5年生全員に配布。（小学生からアンケートを取り、その結果を取入れて市民参画によりリニューアルしている）</p> <p>・管理職に関しては担当課だけで実現できるものではないので、人事部局とも更なる連携が必要である。</p> <p>※調整中</p> <p>・国の示す女性活躍推進に関する施策に関して、国の交付金を積極的に活用しながら新たな事業を開始（女性デジタル人材育成等）し、ニーズに即した施策を進めている。</p>	<p>性別を理由とした差別をされることがなく、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮することができるジェンダー平等の実現に向けた社会が進んでいます。また、家庭や仕事などの多方面で自己の選択による多様な生き方が尊重され、女性が活躍できる環境が整っています。</p>	<p>①ジェンダー平等社会の実現に向けて取り組みます 固定的な性別役割分担意識や男女共同参画に対する理解と関心を高めるための各種講座を開催するとともに、広報誌の発行やSNSの配信等により広く家庭、職場、地域などのジェンダー平等の啓発を実施します。</p> <p>②困難を抱えた女性を支援する体制を整えます DV被害者、困難な問題を抱える女性を支援するための相談体制を整え、関係機関との連携を図り、あらゆる暴力の排除に努めます。</p> <p>③就労を始めとした女性の活躍支援を推進します 女性の起業を含めた働き方を応援するための講座、イベントを開催し、女性が活躍できる環境整備を推進します。</p>
			132	市民等との協働の推進（地域コミュニティ活性化、協働によるまちづくりの推進、市民活動の支援、人権尊重、平和の推進、外国人施策）	<p>・R5清瀬市世論調査において、地域のつながりや交流できていると思う人の割合は23.2%、この一年で地域の活動やイベントに参加したことがある人の割合は16.6%と前回の調査より減少した。</p> <p>・まちづくり委員会の調査によると、協働で提供されている行政サービスの数は令和4年度に31件、令和5年度に36件と増えているが、さらなる増加が求められている。</p> <p>・R5清瀬市世論調査において、この一年でボランティア活動や地域活動に参加したことがある人の割合が、直近の調査では10.4%に留まっている。</p> <p>・R5清瀬市世論調査において、住んでいる地域に対して何か貢献したいと思う人の割合は48.8%と前回の調査より微減。</p> <p>・R5清瀬市世論調査において、地域をよくするため、住民同士で解決できそうなことは協力して取り組んでいると思う人の割合は19.2%に減少。</p> <p>・R5清瀬市世論調査において、人権を身近なこととして意識している人の割合は56.6%と前回の調査より微減。</p> <p>・R5清瀬市世論調査において、この一年で戦争の恐ろしさや平和の大切さについて周りの人と話したり、考えたりしたことがある人の割合は55.3%に増加した。</p> <p>・清瀬国際交流会が令和5年度に実施した国際交流事業の参加者数は621名に増加した。</p> <p>・「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、市内に住む外国人が増えていることが予想される。</p>	<p>幅広い世代の市民が積極的に参加し、地域の課題を解決するための市民活動をさまざまな分野で活発に行うとともに、大学・企業等を含むまちづくりにかかわる多様な主体が、互いの得意分野を生かし、協力しながら高齢社会への対応といった地域課題に取り組んでいます。また、地域のなかで、人権尊重や平和希求の意識が高まり、年齢、性別、障害、国籍などに対する差別や偏見がなく、互いに認めあい、助けあって暮らしています。さらに、外国人住民を含め、地域の人たちの顔が見える関係が広まり、多様なバックグラウンドを有する人たちがお互いの文化を尊重し、理解し合いながら日常生活を送っています。</p>	<p>①自治会活動の活発化に向けて支援します 自治会運営等の課題解決に向けた相談の機会等を設け、自治会活動の支援を図ります。また、自治会が主体となって防災等のイベントを開催するなど、住民が参加しやすい組織となるように支援します。</p> <p>②市民との協働事例の増加を図ります 清瀬市まちづくり基本条例に関する運用状況を把握し、各所管組織に対して市民・大学・企業等との協働やまちづくりの企画の実施、評価への市民意見の反映をより積極的に促します。</p> <p>③市民活動の支援・普及を促進します 市民活動を取り巻く環境の変化を踏まえ、インターネットやSNSの活用などを含め、市民活動センターの中間支援組織としての情報提供や相談機能の充実を図ります。</p> <p>④人権啓発を推進します 市民相談等を通じて、日常生活での人権に関する課題に対応します。また、法務局と連携し、小中学生に向けて人権啓発を目的としたイベント等を実施します。</p> <p>⑤平和意識の醸成を推進します 教育委員会と連携し、市内在住の小中学生を対象とするピースエンジェルズ事業を通じて、命の尊さを学ぶ機会を設けます。また、平和の大切さを考えるイベントを開催します。</p> <p>⑥多文化共生を促進します 清瀬国際交流会、清瀬市社会福祉協議会、学校等から支援が必要な方の情報を共有する方法や、市内の担当部署間での外国人の支援に関する横断的な連携を図る方法を検討します。また、他市の取組などを参考に外国人への情報提供などに取り組みます。</p>
			133	暮らしの相談体制の充実	<p>・市民に対する消費生活相談の実施や啓発事業に関する広報については、市報をはじめホームページや広報誌、パンフレット、チラシなどで周知を図っているが、市民の関心が高まっている状況ではないため、更なる周知といった情報提供の強化が必要となる。</p> <p>・消費生活講座や消費生活関連の出前講座を開催し、市民への消費者教育や啓発活動を行っているが、消費者トラブルの内容は年々多様化しており、消費者トラブルは減少していないため、消費生活相談の活用等も含め、適切な対応が求められる。</p> <p>・消費者団体の構成員が高齢化してきているため、消費生活展等のイベント開催などを通じて、市民に消費者団体の活動の状況や成果に興味を持ってもらい、市内の自主的な活動を継続していく必要がある。</p>	<p>消費生活に関する情報提供を充実させることで、市民の「消費者力」が向上し、消費者自身が違和感に「気づく力」・「さっぱり」と「断る力」・一人で抱えず「相談する力」を身に付けた市民が増えていきます。</p> <p>また、消費者団体の活発かつ継続的な活動を支援することにより、社会的課題の解決のために様々な活動へ主体的に参画・協働する市民が増えていきます。</p>	<p>①消費生活に関わる情報を提供します 市民や地域コミュニティに向けて消費生活に関する情報を幅広く提供するとともに、消費生活に関連する事項についての知識を深める取組を行います。</p> <p>②消費者被害や契約トラブルを防止し、被害の救済に向けて支援します 消費生活相談の窓口を設け、消費者被害の解決や支援に取り組みます。また、高齢者を狙った悪質な勧誘販売を防ぐため、消費者被害に関する啓発活動に取り組みます。さらに、市内の各大学と連携し、若年層に対する消費者被害防止の啓発を強化します。</p> <p>③市民による自主的な消費者活動を支援します 市民が自主的に消費生活について学び、情報交換を行える環境を提供するために、消費生活に関する学習や意見交換の場として活用するグループ活動室を提供します。また、消費生活展の共催を通じて、市民が消費者団体の活動を知る機会を設けることで、地域における消費者活動の活性化を進めます。</p>